

「犯罪のない安全で安心して暮らせるまち習志野」

習志野市安全で安心なまちづくり基本計画 (案)

〔平成 27 年度～平成 37 年度〕

習 志 野 市

目 次

第 1 章 基本計画策定の趣旨

- 1. 基本計画策定の趣旨 …… P
- 2. 基本計画の施策対象の範囲 …… P
- 3. 計画の位置づけ …… P
- 4. 計画期間 …… P

第 2 章 現状及び課題

- 1. 犯罪の現状 …… P
- 2. 生活環境の変化 …… P
- 3. 課題 …… P

第 3 章 基本計画推進の基本的な考え方

- 1. 情報発信と情報共有のさらなる推進 …… P
- 2. 協働による地域防犯活動の推進 …… P
- 3. 自らを守る意識の高揚 …… P
- 4. 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備 …… P

第 4 章 安全で安心なまちづくり施策の推進

- 1. 市の取り組み …… P
- 2. 市民の取り組み …… P
- 3. 事業者の取り組み …… P

第 5 章 基本計画を推進するにあたって

- 1. 実施計画の策定 …… P
- 2. 安全で安心なまちづくり協議会の設置 …… P
- 3. 庁内連絡体制の整備 …… P
- 4. 基本計画の変更について …… P

◎ 資 料 編 ◎	…P
1. 策定経過	…P
2. 習志野市安全で安心なまちづくり基本計画について（諮問）	…P
3. 習志野市安全で安心なまちづくり基本計画について（答申）	…P
4. 習志野市安全で安心なまちづくり協議会委員名簿	…P
5. 安全で安心なまちづくり連絡協議会委員名簿	…P
6. 習志野市安全で安心なまちづくり条例	…P
7. 習志野市安全で安心なまちづくり条例施行規則	…P
8. 安全で安心なまちづくり連絡協議会設置要綱	…P
9. 習志野市防犯物品支援基準	…P

第 1 章 基本計画策定の趣旨

1. 基本計画策定の趣旨

本市では、平成 16 年 3 月に市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現することを目的に「習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定しました。

この条例に基づき、平成 17 年 3 月に、「習志野市安全で安心なまちづくり基本計画」（以下「前基本計画」という）を策定し、計画期間である平成 16～26 年度の間、市、市民、事業者、警察、その他関係団体が連携強化を図り、地域ぐるみの防犯体制を充実させるとともに、市民一人ひとりの防犯意識の向上に取り組んでまいりました。

その結果、市内における犯罪発生件数は、平成 16 年と平成 26 年を比べると、約 45% 減少しており、前基本計画に基づく防犯施策については一定の効果を示しております。

しかし、侵入盗、乗りもの盗、車上狙い、ひったくりなど、市民生活に身近なところで起こる犯罪発生件数は、減少してもなくなることはありません。

このことから、これまで行ってきた効果的な防犯施策については、前基本計画を踏襲し、継続して実施していく必要があります。

また、振り込め詐欺など、高齢者を狙った犯罪の発生件数や被害額は、本市においても、ここ近年上昇傾向にあり、その手口も悪質かつ巧妙化が進んでいます。

このことから、高度情報化社会や超高齢社会など、今日の社会・経済情勢や地域状況を踏まえた上で、振り込め詐欺など、新たな犯罪に対応する施策も重要となります。

そこで、前基本計画の期間満了にともない、新たな「習志野市安全で安心なまちづくり基本計画」（以下、「基本計画」という）を策

定しました。

2. 基本計画の施策対象の範囲

基本計画の施策対象の範囲については、侵入盗、乗りもの盗、車上狙い、ひったくり、子どもを狙った犯罪、振り込め詐欺など、市民生活の身近なところで起きる犯罪の発生防止に主眼を置きます。

また、火災・地震などの災害や環境保全、労働災害といった分野については、既に独立した枠組みで施策が体系化されているため、基本計画の施策対象の範囲には含めないこととします。

3. 計画の位置づけ

基本計画は、習志野市長期計画（基本構想・前期基本計画）と調和を図り、習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づき作成しています。

【習志野市基本構想】

Ⅲ 将来都市像を実現するための3つの目標と自立的都市経営の推進

Ⅲ－1 将来都市像を実現するための3つの目標

第2章 安全・安心「快適なまち」

【習志野市前期基本計画】

第2章 安全・安心「快適なまち」

第1節 とともに安心を築く危機管理・安全対策の推進

第3項 防犯の推進

【習志野市犯罪のない安心で安全なまちづくり条例】

（市の責務）

第 3 条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、安全・安心なまちづくりを推進するために基本計画を策定し、これに基づき必要な施策を実施するものとする。

4. 計画期間

この基本計画は、習志野市基本構想の終期にあわせ、平成 27 年度から平成 37 年度までの計画期間とします。

ただし、防犯施策等については、社会の急速な変化に対応していくために、適宜、見直しを行うとともに、各年度の実施計画に反映させていきます。

第 2 章 現状及び課題

1. 犯罪の現状

習志野市の平成 25 年の犯罪発生総件数は 2,391 件、内訳としては、凶悪犯 8 件、粗暴犯 130 件、窃盗犯 1,897 件（侵入盗 119 件、乗り物盗 909 件、非侵入盗 869 件）、知能犯 55 件、風俗犯 11 件、その他の刑法犯 290 件であり、1 日当たり約 6.6 件の犯罪が発生しています。

なお、身近な犯罪としては、ひったくり 29 件、自転車盗 754 件、車上狙い 121 件、空き巣 69 件となっています。

平成 16 年当時と犯罪発生件数を比較すると、総件数で 1,987 件、1 日当たりでは 5.4 件の減となっており、身近な犯罪として認知されている『窃盗犯』が大きく減少しています。

しかし、身近な犯罪のうち、自転車盗は、ひったくりや空き巣などと比べて減少率が低い結果となっています。

また、高齢者が狙われやすい、振り込め詐欺等について、習志野市における、発生件数と被害額は、平成 23 年 34 件、平成 24 年 28 件、平成 25 年 28 件で、被害額は、約 4,500 万円から 6,400 万円に上っています。

2. 生活環境の変化

社会の様々な分野の第一線で活躍してきた団塊の世代と言われた人たちが定年を迎え、高齢化社会が現実のものとなっています。

習志野市における総人口にかかる老年人口（65 歳以上）は、平成 16 年度 14.7%（平成 16 年 4 月 1 日現在、住民基本台帳人口）、平成 26 年 21.6%（平成 26 年 4 月 1 日現在、住民基本台帳人口）、そして、平成 37 年には、「団塊の世代」が後期高齢者となることから 23.4%（習志野市人口推計調査報告書 平成 25 年 5 月改訂）と、さらに高齢化が進みます。

高齢者構成比は、全体的に、前期高齢者から後期高齢者に徐々に移行し、加えて、高齢者総数も更に増加する見込みです。

かつてはその地域に住む人たちがともに助け合い、よりよい環境を求めて協力し合うことで、安全で安心して暮らせる地域社会を育んできましたが、今後は、少子高齢化や働く世代の減少により、今よりもより地域における人々の結びつきが希薄になると考えられます。今まで以上に「自分のことは自分で守る」という防犯に対する意識を強く持つことが重要です。

また、国際化や高度情報化の急速な進展により、外国人による犯罪、インターネットやスマートフォンを利用した犯罪など、今まで想定できなかった犯罪が発生しています。

3. 課 題

平成 16 年と 25 年の犯罪発生件数を比較すると、約 45% 減少するという成果を上げていることから、前基本計画を踏襲することを前提として、次の 4 点を課題とします。

- (1) 身近な犯罪の中で減少率が少なかった自転車盗等については、その犯罪防止により力を入れる必要がある。
- (2) 高齢者に対する防犯知識の普及と啓発活動を推進するとともに、地域全体で支えていけるような体制を確立する必要がある。
- (3) 高度情報社会の進展に合わせ、適切に情報を発信する必要がある。
- (4) 高齢者が狙われやすい「振り込め詐欺」等について、関係機関等と協議、検討を行い、安心して暮らせるまちづくりに努める。

第 3 章 基本計画推進の基本的な考え方

1. 目的

現在及び将来の市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現

2. 目標数値

犯罪発生件数は、下げ止まり感がある。よって、現状の件数を維持、減少を目標とします。

3. 基本方針

習志野市における犯罪発生の実状及び課題を踏まえるとともに、前計画の基本方針を踏襲し、次の 4 点を基本的な考え方とします。

(1) 情報発信と情報共有のさらなる推進

市・市民・事業者・警察等との情報共有については、防犯緊急情報ネットワークを整備しました。

また、防災行政無線、習志野市ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」及び習志野市公式ツイッター等で防犯に関する緊急情報を迅速に配信するシステムも定着し、情報発信、情報共有については、整備が完了しました。

今後は、整備したネットワークを有効活用するとともに拡充を図ることが必要です。

さらに、IT 技術の進化にあわせ、新たな情報発信の手法を研究していくことも大切です。

(2) 協働による地域防犯活動の推進

市・市民・事業者・警察等が相互に連携、協力を図り、防犯活動を推進することが、地域の安全により大きな効果をもたらしま

す。

また、連合町会、まちづくり会議及び町会、自治会等は、自らの役割を認識し、防犯パトロールや見守り活動などの防犯活動に参加することが犯罪の抑止につながります。

（３）自らを守る意識の高揚

現在及び将来の市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現するためには、市民一人ひとりが日頃から、防犯を意識し、「自分のことは自分で守る」という意識をさらに高めていく必要があります。

このためには、防犯知識の普及・啓発を図るとともに、地域が力を合わせ、お互い助け合っていけるような意識関係を構築することが大切です。

（４）犯罪防止に重点を置いた都市環境整備

犯罪が起こりにくい都市環境をつくるためには、防犯に配慮した施設整備等のハード面と施設の維持管理等のソフト面の両面からの対策が必要です。

また、今後は犯罪抑止に有効とされる防犯カメラについて、公共施設だけではなく、街中にも設置することを検討していく必要があります。

第 4 章 安全で安心なまちづくり施策の推進

1. 市の取り組み

市は、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市民及び事業者と協働し、自主・自立の精神に支えられた良好な地域コミュニティを築くための必要な施策を実施します。

(1) 知識の普及と啓発活動の推進

地域における犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが防犯に関する知識を持つことが必要であり、市民等への知識の普及や啓発活動を推進するため、次のような施策を実施します。

① 地域の防犯意識の高揚

市民を中心とした団体（連合町会、町会・自治会、まちづくり会議、習志野市防犯協会等）や企業・銀行・商店等を中心とした各種団体（習志野警察署管内職場警察連絡協議会、特殊防犯協力会、金融機関防犯協会等）と犯罪情報を市民に周知するなど、広報活動の強化を図り、地域防犯意識の高揚に努めます。

② 「安全で安心なまちづくり月間」の設定

「安全で安心なまちづくり月間」を設定し、街頭キャンペーン、研修会、自転車防犯診断、パトロール強化など啓発活動を集中的に行うと共に、より広範に安全で安心なまちづくり推進活動を展開します。

③ 広報活動の推進

市広報紙、ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」、習志野市公式ツイッター、チラシ、ポスター、出前講座等、様々な広報媒体を駆使します。

また、報道機関へ積極的に情報提供を行うなど、広く市民に周知することにより、防犯に関する知識の普及や啓発に努めます。

④ 各種イベントにおける啓発活動

例年、多くの市民が参加される「市民まつり」「防犯講演会」「街頭啓発キャンペーン」などにおいて、チラシや防犯グッズ等を配布することにより、防犯意識の高揚に努めます。

⑤ 事業者への啓発活動等

事業者に対し、従業員への防犯知識の普及と啓発並びに防犯対策を施した施設の整備、さらには地域住民と連携して、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図るよう、協力依頼を行うとともに、引き続き情報提供及び物品貸与等の支援を行います。

(2) 地域防犯活動への支援

地域における犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、市民や各種団体が一体となり、幅広く活動していくなどの地域単位での自主的な地域防犯活動が非常に重要です。

これら市民の自主的な地域防犯活動を促進するために、次のような支援施策を継続して実施します。

① 地域防犯活動への支援

地域における犯罪発生状況や発生場所など、犯罪に関する情報を提供します。また、地域防犯活動で必要と思われる、チラシ、パンフレット、啓発物などを提供するとともに、地域の防犯パトロールへ青色防犯パトロール車による参加支援を行います。

② 顕彰の実施

安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に顕著な貢献があった市民や団体等に対して、その功績をたたえることにより、安全で安心して暮らせるまちづくり活動に対する社会的評価を高めるための顕彰を実施します。

(3) 犯罪防止に配慮した都市環境整備の推進

犯罪防止の取り組みは、犯罪が発生しにくい都市環境整備に着目したハード・ソフト両面での対策が必要です。

特に道路、公園、駐車場や公共的建築物などの整備や維持管理にあたっては、次のような施策を展開します。

① 道路照明灯及び防犯灯の整備

道路照明灯の設置については、夜間において、道路状況、交通状況を的確に把握するための良好な視覚環境を確保し、道路交通の安全、円滑を図れるよう整備を行います。

また、防犯灯の設置については、まちを明るくし、歩行者等の安全を確保するとともに、夜間に誘発される各種犯罪の抑止を図るため、町会、自治会からの要望を受け、効果的な整備を実施します。なお、環境面・財政面に優れたLED灯具の導入について、防犯灯は市所有分全灯導入済みです。また、道路照明灯につきましては、今後、順次導入に努めます。

② 公共施設の自動車及び自転車等駐車場における安全対策

ア. 自動車駐車場

駐車場においては、自動車盗難や車上ねらいを防止するため、施設の適切な運営に努めます。

イ. 自転車等駐車場

地下式や階層式などの立体自転車等駐車場においても、防犯カメラや、コインパーキング化など、防犯に配慮した施設整備や運営に努めます。

③ 公園における安全対策

公園においては、死角をつくらない樹木等の配置、剪定や照明灯の整備と共に公園施設の適正な維持管理等に努めます。

④ 建築物等における安全対策

本市の公共建物については、死角になりやすい場所の解消など、防犯性を高め、市民が安心して利用できる建物として整備します。

また、不適切な管理状態の空き家等に対し、改善するよう指導できる体制を整備する必要があります。

⑤ 市有地及び公共施設における安全対策

市有地や公共施設においては、安全な環境を保持するため、適正な維持管理を行います。

⑥ 通学通園等に使用している公共施設における安全対策

死角をつくらない樹木等の配置、剪定、照明灯による明るさの確保など、施設の整備及び維持管理に努めます。

(4) 保、幼、こども園、小、中学校等における安全（防犯）対策の推進

① 保、幼、こども園、小、中学校等の安全（防犯）管理の推進

幼児、児童、生徒等の安全確保を図るため、教職員等による保、幼、こども園、小、中学校等の安全（防犯）管理を推進します。

② 侵入者の防止対策

保、幼、こども園、小、中学校等の出入り口をできるだけ少ない箇所限定するとともに、防犯カメラ、非常警報装置等の防犯警備機器を活用し、侵入者の防止に努めます。

③ 保護者、地域、関係各機関等との連携の充実

幼児、児童、生徒等の通学時等の安全確保を図るため、情報収集体制の強化、積極的な情報発信を行うことにより、保護者、地域、関係各機関等との連携の充実に努めます。

④ 「子ども 110 番の家」の設置推進

地域の家庭や店舗等の協力を得て、子どもが危険を感じた時に駆け込むことにより、身の安全を確保するための「子ども 110 番の家」の設置協力を引き続き行っていきます。（見守りの拠点は、「青少年健全育成協力店」から「子ども 110 番」へ移行していきます。）

⑤ 安全教育の充実

各種事件や事故を想定した、安全教育を計画的・継続的に実施し、幼児、児童、生徒等が、防犯についての知識を身に付け、安全に避難する方法等について理解し、状況に応じて、自ら安全な行動ができるように努めます。

（５）高齢者等を対象とした施策の実施

高齢者等の人たちを犯罪被害から守っていくためには、地域と高齢者等がより密接な関係を築き、地域全体で支えていく体制を確立するとともに、高齢者等の人たちが自らの生活の安全を確保していくために必要とされる知識の普及や啓発を実施します。

特に高齢者が狙われやすい「振り込め詐欺」等については、防災行政無線や緊急情報サービス「ならしの」等を活用し、できる限り多くの高齢者に注意喚起し、被害の防止に努めます。

（６）市職員による犯罪被害者の保護及び連絡体制の活用

防犯パトロール等により市職員が犯罪等の現場に遭遇した場合、被害者保護に努めるとともに、防犯緊急情報ネットワークを活用し、警察等に通報します。

（７）人材の育成

各地域において、安全で安心なまちづくりを推進するための原動力となり、地域防犯活動を支えていく人材を育成するための研修会や講演会等を企画し、計画的な育成に努めます。また、就学時から防犯に対しより高い関心が持てるよう「キラット・ジュニア防犯隊」の活動を継続して行います。

このほかにも、防犯指導員の育成を図り、地域防犯活動の充実に努めます。

（８）連携体制や連絡網を活用した施策の推進

調整を図るための連携体制や連絡網を活用し、施策を総合的に推進します。

① 連携体制の推進

庁内連携組織である、安全で安心なまちづくり連絡協議会を定期的を開催します。

② 連絡網の活用

市民・事業者及び関係機関等と連携し、施策を推進するために防犯緊急情報ネットワークを拡充します。

③ 関係機関との体制づくり

交番の適正配置など、犯罪の多様化に応じた体制づくりを関係機関と協議の上、推進します。

2. 市民の取り組み

安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は、「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る」ということです。

地域住民や警察、各種関係団体等が、お互いに連携を充実させ、地域の実情にあった啓発活動を実施し、地域住民一人ひとりから地域全体にいたるまで、幅広く防犯に関する知識を持ち、防犯意識を高揚するとともに、一体となって、地域防犯活動に取り組んでいくことが必要です。

(1) 知識の習得と啓発活動への参加

地域における犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが、防犯に関する知識を持つことが必要です。知識の習得と啓発活動へ積極的に参加するため、次のような施策を実施します。

① 地域の防犯意識の高揚

市や警察から、市民を中心とした団体（連合町会、町会・自治会、まちづくり会議、習志野市防犯協会等）や企業・銀行・商店等を中心とした各種団体（習志野警察署管内職場警察連絡協議会、特殊防犯協力会、金融機関防犯協会等）、を通じて得られる、犯罪情報等を積極的に活用し、地域の防犯意識の高揚に努めます。

② 知識の習得

安全で安心なまちづくりを推進するためには、地域住民一人ひとりが、防犯に関する知識を持つことが必要であるため、市や警察などにより開催される研修会や講演会等へ積極的に参加し、防犯に関する知識を習得して、地域防犯活動や身の回りの安全点検に活かします。

③ 啓発活動への参加

「安全で安心なまちづくり月間」など、市や関係機関が実施する街頭キャンペーン、研修会等、安全で安心なまちづくりの推進活動の一環として行われる啓発活動へ積極的に参加及び協力します。

④ 情報の収集

市広報、ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」、習志野市公式ツイッター、チラシ、ポスター、出前講座等から得られる、防犯に関する情報を積極的に収集し、地域における防犯対策の向上に努めます。

(2) 地域防犯活動の実施

自分たちの地域は自分たちで守っていけるよう、住民相互により連携、協力し、地域の実情にあった自主的な地域防犯活動を実施します。

① 地域防犯活動の実施

市や警察から得られる、地域における犯罪発生状況や発生場所などの犯罪情報や研修会、講演会等で習得した防犯に関する知識を活用し、地域一体となって、防犯パトロールなど、地域防犯活動を活発に行います。

② 身の回りの安全点検

「自分のことは自分で守る」ということを基本に、防犯に関する研修会や講演会等で習得した知識を活かし、防犯の視点を取り入れた住まいづくりなど、身の回りの安全点検に努めます。

③ 地域における安全点検

自分たちの地域は自分たちで守っていけるよう、住民相互により、地域で連携及び協力して、日頃から、地域の安全点検に努めます。

(3) 私有地及び建物の適正な維持管理

土地や建物を所有している市民は、安全な環境を保持するため、土地や建物の適正な維持管理や安全点検を実施します。

(4) 保、幼、こども園、小、中学校等における安全（防犯）対策の実施

①通学時等における子どもの安全確保

保護者や学校等の管理者並びに市と連携して、通学通園時における、子どもの安全対策として、声かけを積極的に行います。

②「子ども 110 番の家」の設置推進

子どもが危険を感じた時に駆け込むことにより、身の安全を確保するための「子ども 110 番の家」の設置協力を引き続き行っています。（見守りの拠点は、「青少年健全育成協力店」から「子ども 110 番」へ移行していきます。）

(5) 高齢者等を対象とした安全（防犯）対策の実施

一人暮らしなどの高齢者等が、犯罪に巻き込まれないよう、地域で連携し、声かけや定期的な自宅訪問など、高齢者等を支援する地域防犯活動を行います。

また、振り込め詐欺等に関する情報を得た場合は、警察に情報提供します。

(6) 犯罪被害者の保護及び連絡体制の活用

市民が、防犯パトロール等により犯罪等の現場に遭遇した場合、被害者保護に努めるとともに、警察等に通報します。

（７）人材育成への協力

①防犯リーダー育成への協力

市や警察などにより開催される、安全で安心なまちづくりを推進するための原動力となり、地域防犯活動を支えていく人材を育成する研修会や講演会等へ積極的に参加し、地域における防犯リーダーの育成に協力します。

② 防犯リーダーを中心とした防犯対策の推進

防犯リーダーを中心とした防犯パトロールなど、積極的、且つ、効果的な地域における防犯対策を推進します。

（８）連携体制への参加、協力

市・事業者及び関係機関等との連携を強化するべく、施策を着実、且つ、円滑に推進するために連携体制へ積極的に参加、協力します。

3. 事業者の取り組み

事業者は、その事業を行うにあたり、安全で安心して暮らせるまちづくりのために必要な措置を講ずるとともに、地域住民と一体となって、地域防犯活動を行います。

(1) 知識の習得と啓発活動への参加

① 防犯意識の高揚

市や警察から発信される、犯罪情報等を積極的に活用し、事業者並びに従業員の防犯意識の高揚に努めます。

② 知識の習得

市や警察などが開催する、防犯に関する研修会、講演会等を活用し、事業者並びに従業員等の防犯知識の習得に努めます。

③ 啓発活動への参加

「安全で安心なまちづくり月間」など、市や関係機関が実施する街頭キャンペーン、研修会等、安全で安心なまちづくり推進活動の一環として行われる啓発活動へ積極的に参加及び協力します。

(2) 地域防犯活動への参加、協力

① 地域防犯活動への参加、協力

地域で行われる防犯パトロールなど、地域防犯活動へ積極的に参加、協力し、地域住民と一体となって、安全で安心なまちづくりを推進します。

② 事業所の安全点検

事業所においても、自分たちの地域は自分たちで守っていけるよう、地域と連携及び協力して、日頃から、事業所及び地域の安全点検に努めます。

(3) 私有地及び建物の適正な維持管理

① 土地や建物の適正な維持管理

事業者で所有している土地や建物の安全な環境を保持するため、土地や建物の適正な維持管理や安全点検を実施します。

② 施設等の防犯対策

防犯に考慮した施設や設備等を整備することが求められており、特に、共同住宅や駐車場については、ピッキングなどに強い鍵の設置や防犯カメラ、防犯灯の整備等、防犯対策を積極的に行います。

(4) 保、幼、こども園、小、中学校等における安全（防犯）対策の実施

① 通学時等における子どもの安全確保

保護者や学校等の管理者並びに市と連携して、通学通園時における、子どもの安全対策として、声かけを積極的に行います。

② 「子ども 110 番の家」の設置推進

子どもが危険を感じた時に駆け込むことにより、身の安全を確保することができる「子ども 110 番の家」設置に対し協力します。

(5) 高齢者等を対象とした安全（防犯）対策への参加、協力

高齢者等が、犯罪に巻き込まれないよう、地域と連携し、声かけや自宅訪問時における状況確認など、高齢者等を支援する地域防犯活動へ積極的に参加、協力します。

(6) 犯罪被害者の保護及び連絡体制の活用

事業者が、防犯パトロール等により犯罪等の現場に遭遇した場合、被害者保護に努めるとともに、警察等に通報します。

(7) 人材育成への協力

市や警察などにより開催される、安全で安心なまちづくりを推進するための原動力となり、地域防犯活動を支えていく人材を育成するための研修会や講演会等へ積極的に参加し、事業所における防犯リーダーの育成に協力します。

(8) 連携体制への参加、協力

市・市民及び関係機関等との連携を強化するべく、施策を着実、且つ、円滑に推進するために連携体制へ積極的に参加、協力します。

第 5 章 基本計画を推進するにあたって

1. 実施計画の策定

安全で安心して暮らせるまちづくりの推進は、市、市民及び事業者が、その能力を生かし、それぞれの役割を果たしつつ、協働して取り組むことが重要であり、警察をはじめ、各関係機関等を含め、それぞれ相互に連携、協力しながら、すべてが一体となって、取り組んでいくことが必要です。そこで、安全で安心なまちづくりを推進するための基本計画に基づき「実施計画」を策定し、円滑かつ着実な推進を図ります。

2. 安全で安心なまちづくり協議会の設置

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「習志野市安全で安心なまちづくり協議会」を設置します。

協議会では、市長の諮問に応じて、安全で安心なまちづくりに関する基本的施策及び基本計画といった基本的事項について、いろいろな分野・角度から調査、審議して、より実情に沿った取り組みが、的確かつ効果的に実施できるよう協議します。

3. 安全で安心なまちづくり連絡協議会の設置

安全で安心なまちづくりを総合的に推進するため、本市に「安全で安心なまちづくり連絡協議会」を設置します。

連絡協議会は、安全で安心なまちづくりに関する施策を行う関係部局により構成し、各部局が連携して各施策等を円滑に推進できるよう、情報を共有するとともに意見交換などを行います。

4. 基本計画の変更について

基本計画は、犯罪発生件数の増減や犯罪の内容、状況の変化などにより、適宜、見直しを行います。

また、施策についても、今後の犯罪の態様や発生状況、社会環境、市民の意識及び行動パターンの変化等を分析・検討を加え、見直しを行い、より効果的かつ効率的な実施が図れるように努めます。